(厚生労働委員会)

労 働 安 全 衛 生 法 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 法 律 案 石 橋 通 宏 君 外 五. 名 発 議 (参 第 九 号) 要 旨

本 法 律 案 は 業 務 上 \mathcal{O} 優 位 性 を 利 用 L 又 は 消 費 者 対 応 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 関 連 L て 行 わ れ る 労 働 者 12 精 神 的 又

は 身 体 的 な 苦 痛 を 与 え る お そ れ \mathcal{O} あ る 言 動 12 ょ り 当 該 労 働 者 \mathcal{O} 職 場 環 境 が 害 さ れ ること を 防 止 す る た \Diamond 事

業 者 \mathcal{O} 講 ず ベ き 措 置 等 に 0 11 7 定 8 ょ う ع す る ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

事

業

者

は

当

該

事

業

者

又

は

そ

 \mathcal{O}

従

業

者

箬

が

業

務

上

 \mathcal{O}

優

位

性

を

利

用

L

7

行

う

労

働

者

に

精

神

的

又

は

身

体

的

な

苦 痛 を 与 え る お そ れ \mathcal{O} あ る 言 動 で あ 0 7 業 務 上 滴 正 な 範 开 を 超 え る t \mathcal{O} が 行 わ n 及 U 当 該 言 動 に ょ り 当

該 労 働 者 \mathcal{O} 職 場 環 境 が 害 さ れ る لح \mathcal{O} な 11 ょ う、 そ \mathcal{O} 従 業 者 に 炆 す る 周 知 及 び 啓 **発**、 当 該 言 動 に 係 る 実 態

 \mathcal{O} 把 握 相 談 体 制 \mathcal{O} 整 備 当 該 言 動 を 受 け た 労 働 者 等 に 係 る 迅 谏 か 0 適 切 な 対 応 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要 な 措 置 を 講

じなければならない。

事 業 者 は そ \mathcal{O} 労 働 者 を 消 費 者 対 応 業 務 12 従 事 さ せ る 場 合 当 該 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 関 連 L て 行 わ れ る 当 該 労

働 者 に 業 務 上 受 忍 す べ き 範 开 を 超 え 7 精 神 的 又 は 身 体 的 な 苦 痛 を 与 え る お そ れ \mathcal{O} あ る 言 動 12 ょ ŋ 当 該 労

働 者 \mathcal{O} 職 場 環 境 が 害 さ れ ること \mathcal{O} な 1 ょ う、 当 該 業 務 \mathcal{O} 態 様 に 応 じ、 当 該 労 働 者 \mathcal{O} 職 場 に お 1 7 当 該 言 動

に 滴 切 に 対 処 す る た 8 に 必 要 な 体 制 及 び 相 談 体 制 \mathcal{O} 整 備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な 5 な

三 厚 生 労 働 大 臣 は 及 び に ょ ŋ 事 業 者 が 講 ず べ き 措 置 に 関 L て、 そ \mathcal{O} 適 切 カン 0 有 効 な 実 施 を 义 る た 8

必 要 な 指 針 を 定 8 る t \mathcal{O} とす る。 に 係 る 指 針 を 定 \Diamond る に 当 た 0 て は \mathcal{O} 言 動 を 受 け た 労 働 者 \mathcal{O} 利 益 \mathcal{O}

保護に特に配慮するものとする。

兀 厚 生 労 働 大 臣 は 及 び \mathcal{O} 措 置 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要 が あ る と 認 8 る とき は 事 業 者 に 対 し、 助 言 指 滇

又 は 勧 告 を す る こと が で き、 勧 告 に 従 わ な カ 0 た لح き は そ \mathcal{O} 旨 を 公 表 す ること が で ·きる。

五.

政

府

は

及

び

 \mathcal{O}

言

動

に

関

L

調

查

研

究

情

報

 \mathcal{O}

収

集

等

を

行

Š

t

 \mathcal{O}

とす

る

ととも

に

玉

は

及

び

に ょ n 事 業 者 が 講 ず べ き 措 置 \mathcal{O} 適 切 か 0 有 効 な 実 施 を 义 る た \Diamond 必 要 な 援 助 に 努 \Diamond る ŧ \mathcal{O} と す

六 \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L て 年 を 超 え な 11 範 用 内 に お い て 政 令 で 定 \Diamond る 日 カン 5 施 行 す る

七 政 府 は \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 \equiv 年 を 目 途 لح L て、 ے \mathcal{O} 法 律 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 労 働 安 全 衛 生 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状 況 箬

を 勘 案 L 他 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 言 動 に ょ n 労 働 者 \mathcal{O} 職 場 環 境 が 害 さ れ ること を 防 止 す る た 8 \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 在 ŋ 方 に 0 11 7

検 計 を 加 え、 そ \mathcal{O} 結 果 に 基 づ 1 て 必 要 な 措 置 を 講 ず る t 0 とす る。 ま た 労 働 安 全 衛 生 法 \mathcal{O} 適 用 を受 け な

1 玉 家 公 務 員 船 員 等 に 0 1 て は この 法 律 \mathcal{O} 規 定 を 踏 ま え、 必 要 な 措 置 が 講 ぜ 5 れ る ŧ 0) と る。